新たなる「国のかたち」に至るまでの工程イメージ

	霞が関の解体と再編	基礎的自治体の執行権の拡充		広域自治体の執行権の縮小		自治体の立法権の確立	自治体の財源の確立	
政権交代 1年目	・「行政刷新会議」の設立 ・事務事業の集中的見直し ・国の出先機関の原則廃止の決定 ・国と地方の協議の法制化⇒基本法（含：一括交付金）の制定						・一括交付金の制度設計 ・国直轄事業の地方負担金制度の廃止	・新たな財政調整制度の制度設計（新たな地方税制の制度設計も含む）
2年目	・中央省庁のあり方の見直し／地方支分部局の原則廃止	・第2次平成の合併等の制度設計	・国・都道府県からの事務権限移譲	・基礎的自治体への事務権限移譲		・法令による義務付け・枠付けの見直し	・一括交付金の交付スタート（場合により段階的に実施）	
3年目								
4年目		・第2次平成の合併等			・都道府県の合併、連合の形成		地方交付税との一本化？	・新たな地方財政調整制度による交付スタート
5年目								
6年目								
7年目								
8年目								
9年目								
10年目								

新 た な る 「 国 の か た ち 」